

平成 24 年 2 月 1 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区麴町二丁目 12 番地
積水ハウス・S I 投資法人
代表者名 執行役員 坂 本 光 司
(コード番号：8973)

資産運用会社名
東京都千代田区麴町二丁目 12 番地
積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役 坂 本 光 司
問合せ先 IR・財務部長 佐 藤 信 義
TEL. 03-5215-8973 (代表)

(続報) 訴訟提起に関するお知らせ

積水ハウス・S I 投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成23年12月19日付プレスリリース「訴訟提起に関するお知らせ」に記載のとおり、本投資法人の保有に係る浜松プラザ(以下「本物件」といいます。)の賃借人であるトコリ・グローバル株式会社(以下「本賃借人」といいます。)が、本物件内で使用した平成23年7月以降の電気・ガス及び水道の使用料(以下「電気料等」といいます。)の支払いを行わないため、本物件の所有者である三菱UFJ信託銀行株式会社(本物件の信託受託者)を原告として訴訟を提起していましたが、平成23年7月分から平成23年10月分までの電気料等の支払いを受けたこと及びその後の状況を総合的に勘案し、本日付で「訴えの変更申立書」を提出することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更申立書提出の経緯

本投資法人は、平成 23 年 12 月 19 日付で訴訟を提起した後、本賃借人より訴額 11,697,566 円(平成 23 年 7 月分から平成 23 年 10 月分の電気料等の元本相当額)の支払を受けました。しかしながら、本賃借人に請求している当該元本部分に対する遅延損害金、並びに、本賃借人が本物件内で使用した平成 23 年 11 月分及び平成 23 年 12 月分の電気料等の支払いが支払期限を経過しても実施されていないことから、今般、訴額の変更等を目的とした「訴えの変更申立書」を提出するものです。

2. 変更後の訴訟の内容

提 起 日：平成 23 年 12 月 19 日
変 更 日：平成 24 年 2 月 1 日
裁 判 所：東京地方裁判所
原 告：三菱UFJ信託銀行株式会社
被 告：トコリ・グローバル株式会社及びその連帯保証人
内 容：電気料等請求事件
訴 額：365 万 3,190 円(注)

(注) 本投資法人は、本賃借人からの電気料等の支払状況に応じ、今後も必要に応じて訴額の変更等を行う予定です。したがって訴額については、今後における本賃借人からの電気料等の支払状況等により変動する可能性があります。



積水ハウス・SI 投資法人

3. 今後の見通し

本件に関し本投資法人が平成 23 年 11 月 14 日に公表した本投資法人の平成 24 年 3 月期（平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）における運用状況に与える影響は軽微であり、運用状況の予想の変更はありません。

以 上

- * 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページ : <http://www.shsi-reit.co.jp/>